

半導体人材リスキリング支援事業補助金交付要綱

令和6年6月11日
商工観光労働部企業振興課

(趣旨)

第1条 県は、県内で半導体事業に関わる企業及び半導体事業への参入を目指す企業における専門人材の育成確保を図るため、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県に本社若しくは支社・工場などの拠点（営業所を除く）を置く者で、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有限会社を含む。）であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びにそれについての補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次条第2項に定める書類を、事業を行った年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は省略することができる。

2 規則別記様式第1号の規定にかかわらず、補助金等交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとし、規則第3条第4号の規定によりこれに添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)
- (3) 研修受講報告書(別記様式第4号)
- (4) 第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(交付申請日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (5) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第5号)
- (6) 第2条第3号に係る誓約書(別記様式第6号)
- (7) 受講した研修の内容が分かる資料
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げができる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、請求書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 第5条第2項に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による実績報告があったものとみなす。

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなけれ

ばならない。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日から施行し、令和6年度の予算に係る半導体人材リスクリング支援事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助上限額
<p>宮崎県外で実施される半導体関連人材の育成を目的として実施される研修に自社の従業員を参加させる事業（勤務地が宮崎県内である従業員に係るものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講料 ・ 旅費 (交通費、宿泊費) ・ 教材費 ・ その他知事が必要と認める経費 	<p>補助率： 1 / 2 以内 補助上限額：参加者 1 人当たり 10 万円 （1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）</p>